

**蕨市留守家庭児童指導室
業務管理システム導入委託に係るプロポーザル
【実施要項】**

**令和8年3月
蕨市**

1. 目的

現行の留守家庭児童指導室システムについては、保育園や幼稚園、留守家庭児童指導室の機能を有し、入退所及び保育料徴収等を管理している。

しかし、現行のシステムは標準化に伴い、令和9年1月に終了となる。

そのため、留守家庭児童指導室利用者の個人情報の適切な管理とともに、留守家庭児童指導室の徴収管理が簡易にでき、将来発生し得る法改正等に対応できるよう業務の効率化と市民サービス向上に資することを目的としたシステムを導入する必要がある。

については、システムの導入に当たり、高度な専門的技術、豊富な知識と経験を備えた事業者からの提案を募集するものである。

2. 業務の概要

(1) 業務内容

蕨市留守家庭児童指導室業務管理システム（以下「本システム」という。）を導入するに当たり、別紙1「システム機能要求書」に記載の機能を満たすパッケージシステムの適用及び必要に応じたカスタマイズを行うとともに、既存システムからのデータ取り込み等本システムが適切に稼働するために必要となる関連作業を行う。また、本システム運用に必要となる端末機器等を調達し、設置及び設定作業を行う。

- ア 「蕨市留守家庭児童指導室業務管理システム導入委託仕様書」に定める導入業務を行う。
- イ 本システム運用開始以降の運用支援や保守業務を行う。
- ウ 本業務の履行に必要な機器一式の調達を行う。

(2) 履行期間（システム構築・導入期間）

契約締結日から令和9年3月31日

履行期限までに、本業務に係る全ての事項を完了させること。

なお、地震、津波、洪水、暴風雨、台風、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、テロ、暴動、内乱、争議行為、ストライキ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、その他の不可抗力により、履行期限までの作業が遅滞または履行が不能になった場合は、相手方に対してその責任を負わない。

運用開始月から60か月間を標準運用期間とする。（令和9年4月から令和14年3月31日までを想定）契約終了後の契約の更新（延長）を本市が望む場合には、更新料等の追加費用なく契約の更新が可能であること。

(3) 提案上限額

本件における案件の上限額は次のとおりとする。なお、この金額は、本業務を遂行する上での概算経費を示すものであり、予定価格や契約金額とするものではないことに留意すること。

蕨市留守家庭児童指導室業務管理システム利用契約（システム構築費、カスタマイズ費、研修費、データ移行費、連携費、ネットワーク構築費、その他導入作業費、システム使用料・保守料、ハードウェア・ソフトウェア保守費、運用支援費、機器調達費等）
10,340,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 応募要件等

応募者が次のいずれかに該当する場合は、応募することはできない。

また、提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

- ①会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
- ②市税、法人税、消費税及び地方消費税等の国税又は地方税を滞納している者。
- ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当している者。
- ④蕨市暴力団排除条例(平成24年蕨市条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団又は法人であってその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。)のうちに暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)である者。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の利益となる活動を行っている者。
- ⑥暴力団法第2条第6号に規定する暴力団又は、暴力団員が経営に実質的に関与している活動を行う者。

4. 応募方法等

(1) 提出書類

参加に際しては、アからカの書類は必ず提出すること。ただし、審査の過程において、追加資料の提出を求める場合がある。

また、提出書類における言語は日本語、単位はメートル法、通貨単位は円とする。

- ア 様式第1号 参加意向申出書
- イ 様式第2号 企画提案書
- ウ 任意様式 会社案内、事業概要
- エ 任意様式 導入完了（稼働）までの工程表
- オ 任意様式 見積書
- カ 任意様式 事業実績（放課後児童健全育成事業等における業務管理システム導入に関する実績一覧）
※件数の多い場合、システム導入開始年度ごとの合計でも可。
- キ 任意様式 その他、提案内容の詳細示すために必要と思われる書類
- ク 様式第3号 参加辞退届

(2) 提出部数等

- ア 正本1部、副本2部を提出してください。
- イ 提出書類はA4縦型とし、右側にインデックスを付して提出してください。

(3) 提出期間及び提出場所等

- ア 提出期間 令和8年3月9日（月）～27日（金）※土日祝日を除く
各日とも午前8時30分～午後5時15分
- イ 提出場所 蕨市役所健康福祉部子ども未来課保育係
〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15（蕨市役所2階）
- ウ 提出方法 上記の提出場所に直接、ご持参いただくかご郵送ください。

(4) 参加申し込みの取下げ

参加の申し込みを取り下げる場合は、「様式第3号 参加辞退届」を提出してください。

(5) 費用負担

本件に関しての必要な費用はすべて応募者の負担とします。

(6) 提出された書類の取り扱い

- ア 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- イ 書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、蕨市は事業者の公表や事業者に選定された場合等、必要に応じて公文書として無償で使用できるものとします。
- ウ 提出された書類は、蕨市情報公開条例に規定する公文書として、同条例に基づく開示請求の対象となり、条例に定める非公開情報が記録されている部分を除き、原則として開示されます。

5. スケジュール(予定) 等

令和8年3月9日(月)～3月27日(金)午後5時15分	応募書類の受付
4月上旬	書類審査及びヒアリング
4月中旬	審査結果の通知及び公表
5月	契約締結

(1) 募集要項等の配布

- ア 配布期間 令和8年3月9日(月)～27日(金)※土日祝日除く
各日とも午前8時30分～午後5時15分
- イ 配布場所 蕨市役所健康福祉部子ども未来課(蕨市役所2階)
- ウ その他 募集要項等の様式は蕨市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 書類審査およびヒアリング

次のとおりヒアリングを実施します。

- ア 開催日 令和8年4月上旬予定 ※正式な日時は、文書にて通知します。
- イ 留意事項 出席者は1事業者2名までとし、30分間程度を予定しています。
- ウ その他 ヒアリングの際は、説明用の資料(紙ベース2部)を必要に応じてご用意ください。パワーポイントを使用する場合は、事前にデータを子ども未来課保育係(jidou@city.warabi.saitama.jp)へ送信してください。
なお、審査結果については、書面にて通知します。

6. その他

ア 事業者が、契約の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、契約を締結しないことがあります。また、審査の結果、契約候補事業者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載又は重大な誤り等があった場合は、その決定を取り消すことがあります。

- ①事業者の経営状況の急激な悪化等により事業履行が確実にないと認められるとき。
- ②著しく社会的な信用を損なう等、事業者として相応しくないと認められるとき。
- ③応募要件を満たさなくなった場合。
- ④提出書類に虚偽の記載をした場合。

イ 事業実施が困難になった場合の措置について

事業者の責めに帰すべき事由により適正に事業運営が困難となった場合又はその恐れがあると認められる場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができることとします。

ウ 市が提供する資料について

市が提供する資料は、本件以外の目的での使用を禁止します。

また、本件目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を開示することを禁止します。

エ 審査について

本事業の選考については、別紙「蕨市留守家庭児童指導室業務管理システム導入委託に係る事業者【選定評価基準】」（非公開）に基づき、市職員による書類審査およびヒアリングにより事業者の選定を行います。なお、審査の結果は、すべての応募者に文書で連絡します。審査結果に対しての異議申し立ては一切できません。また、審査方法、審査内容についての問い合わせには応じません。

オ 契約について

契約金額は、上限額の範囲内とします。仕様書については提案された内容を踏まえ、必要に応じて変更する場合があります。

カ 本事業実施にあたり、市の責めに帰さない事由により問題等が生じた場合、市は一切の責任を負わず、事業者の責任において解決していただきます。

キ 応募に要する費用及び本事業実施に際しての費用は、すべて事業者の負担とします。

ク 必要に応じて、ヒアリングやアンケートを依頼することがあります。

ケ 提出書類は本件以外の目的で使用することはありません。

コ この要項に定めるもののほか、必要な事項については子ども未来課が別に定めます。

7. 提出先・問合せ先

蕨市健康福祉部 子ども未来課 保育係(市役所2階7番窓口)

住 所 〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

電 話 048(433)7758 ※直通

F A X 048(433)4377

メー ル jidou@city.warabi.saitama.jp

開庁時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

※土曜日・日曜日・祝日は、閉庁日となります。